

## 中小企業振興資金利子補給金

沖縄県融資制度のうち、雇用創出促進資金、新事業分野進出資金及びベンチャー支援資金の運転資金の融資を受けた方へ利子補給を実施します。

### 対象事業主

平成 27 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの間に、雇用創出促進資金、新事業分野進出資金及びベンチャー支援資金の運転資金の貸し付けを受けた事業主であること。

ただし、利子補給金の交付を受けることのできる運転資金の上限額は 2,000 万円です。

### 利子補給率

利子補給対象資金		利子補給率
雇用創出促進資金	1名雇用の場合	融資利率のうち1.00%を補助
	2名以上雇用の場合	融資利率のうち1.50%を補助
新事業分野進出資金		融資利率のうち1.00%を補助
ベンチャー支援資金		融資利率のうち1.00%を補助

### 利子補給金の額

平成 27 年 1 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの期間において、月毎に次の算式により計算した金額の当該期間の合計とする。

利子補給金の額 = 貸付予定明細の融資残高 × 利子補給率 / 12

ただし、返済の条件変更等により貸付返済予定明細に変更があった場合の利子補給金の額は、融資残高が変更前の額を超える場合は変更前の融資残高により算定し、融資残高が変更前の額よりも少なくなる場合は当該変更後の融資残高により算定した額とする。

### 利子補給期間

融資を受けた日から 3 年を限度とする。 ※ただし、毎年度予算成立が前提です。

### 申請方法

- 申請先：沖縄県商工労働部中小企業支援課
- 申請期間：平成 28 年 1 月 1 日（木）から平成 28 年 1 月 31 日（日）まで  
※持参の場合は、受付時間（8:30～17:15）及び閉庁日（土日祝日等）にご注意ください。
- 申請要領、様式等については、平成 27 年 10 月頃に沖縄県商工労働部中小企業支援課 HP に掲載予定。  
<http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/keiei/kinyu/rishihokyuu.html>
- 対象資金の融資内容及び申請先については上記 HP に掲載しております。